

## 「図書館への提案」についてのお答え

県立図書館をいつも御利用いただきありがとうございます。

令和2年11月16日にお寄せいただいた御提案について、下記のとおりお答えします。

### (提案の要旨)

#### **防犯カメラの設置について違和感を覚える。**

#### (回答)

当館では、利用者の皆様が安心・安全・快適に図書館を利用いただくことが重要と考え、日々運営に努めております。

しかし、最近、女子学生への声掛けや付きまとい、図書資料の盗難、自転車の盗難、トイレトペーパーの無断持出、夜間における未成年者のトラブル、館外で盗難したものを館内へ捨てていくなど盗難事件に関連したトラブル、などの犯罪行為や利用者同士のトラブルなどが発生しており、利用者の皆様に不安や不快な思いをさせてしまい、大変申し訳なく思ってきたところです。

職員や警備員の見回りや声掛けなどを強化して対応してきたところですが、残念ながらこれら犯罪行為等が減っていないのが現状です。このため、こうした犯罪行為等の防止や抑止力の向上、また、事故や災害の防止を図るため、防犯カメラを設置することいたしました。

設置運用に当たりましては、「佐賀県立図書館防犯カメラ設置運用要領」を定めています。まずは、来館者の皆様の肖像権やプライバシーの保護に配慮したうえで、図書館における犯罪、事故又は災害を防止することを設置目的として、設置は必要最小限とし、設置目的以外の目的外使用を制限し、画像の保存期間は他の県立図書館等の現状を踏まえて設定するなど、情報の適正な運用・管

理に努めることとしています。

利用者の皆様のより良い読書環境を守るため、安全・安心・快適な図書館の運営にしっかり取り組んでまいります。

今後とも県立図書館を御利用くださるようお願いいたします。

佐賀県立図書館長